

4510 河川改修工事
(新河岸川汚染土対策検討業務委託)

プロポーザル方式(簡易公募型)説明書

令和6年6月
朝霞県土整備事務所

目 次

1	業務の概要	1
2	資格要件	1
3	選定基準	2
4	技術提案を求める具体的テーマ	3
5	窓口・問い合わせ先	4
6	手続き	4
7	技術提案書提出後の予定	4
8	その他	5

説 明 書

1 業務の概要

- (1) 委託業務名
4510 河川改修工事（新河岸川汚染土対策検討業務）
- (2) 委託箇所
一級河川新河岸川／朝霞市大字上内間木地内
- (3) 業務目的
本業務は一級河川新河岸川の河川区域内に埋設されている産業廃棄物に対して汚染拡散防止対策を実施するための設計・検討を実施するものである。また、産業廃棄物を監視することで汚染拡散防止対策の効果を確認するためのモニタリング及びその評価方法について検討するものである。
- (4) 委託業務内容
別添「特記仕様書」参照
- (5) 履行期限
令和7年3月31日
- (6) 委託予定額
28,415,200円程度（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 成果品
別添「特記仕様書」参照

2 資格要件

- (1) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務に登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
 - ② 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者
- (3) 公示日以後に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (5) 本件入札の公示日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 会社の実績として、公示を開始した日から過去10年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。
 - ① 同種の業務実績（「産業廃棄物に起因する有害物質の汚染拡散防止に係る検討業務」）

- ② 類似の業務実績（「有害物質の汚染拡散防止に係る検討業務」）
- (8) 管理技術者の実績として、公示を開始した日から過去 10 年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。
- ① 同種の業務実績（「産業廃棄物に起因する有害物質の汚染拡散防止に係る検討業務」）
- ② 類似の業務実績（「有害物質の汚染拡散防止に係る検討業務」）
- (9) 管理技術者が次のいずれかの資格を保有していること。
- ① 技術士（総合技術監理部門（建設－建設環境）又は建設部門（建設環境））
- ② RCCM（建設環境）

3 選定基準

2 の要件を満たしている者の中から、次の評価項目・評価基準に基づいて選定する。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1 会社の業務経歴	(1)同種又は類似業務の内容（公示を開始した日から過去 10 年以内）	・産業廃棄物に起因する有害物質の汚染拡散防止対策に係る検討業務の受注実績があるか ・若しくは、有害物質の汚染拡散防止対策に係る検討業務の受注実績があるか	3
	(2)埼玉県が発注する委託業務の実績（地域要件）	埼玉県が発注する委託業務の実績があるか	3
	(3)委託業務の表彰の有無	埼玉県が発注する委託業務における表彰があるか	3
	(4)保有する技術職員の状況	当該業務の規模から勘案し、経験豊富な技術職員が多いか	3
2 配置予定技術者の資格等	(1)資格	・管理技術者が技術士（総合技術監理部門（建設－建設環境）又は建設部門（建設環境））又は RCCM（建設環境）の資格を保有しているか	3
	(2)同種又は類似業務の実績（公示を開始した日から過去 10 年以内）	・産業廃棄物に起因する有害物質の汚染拡散防止対策に係る検討業務の受注実績があるか ・若しくは、有害物質の汚染拡散防止対策に係る検討業務の受注実績があるか	3
	(3)委託業務の表彰の有無	埼玉県が発注する委託業務における表彰があるか	3
	(4)管理技術者の手持ち業務の状況	・当該業務を遂行するのに十分な余裕があるか	3
3 技術提案の内容	(1)業務内容の理解度	業務内容の理解度 ・目的、条件、内容の理解度が高く簡潔に示されているか	8
	(2)業務実施方針の妥当性	業務実施方針の妥当性 ・業務委託の内容を踏まえた条件を基に	8

		した案の検討及び提案等に係る実施方針が優れているか	
	(3)工程計画	工程計画 ・特記仕様書等に記載した業務を基に、検討を行う上で必要な業務内容を想定し、具体的な工程計画となっているか	5
	(4)複数テーマの整合性	業務実施方針の妥当性 ・業務委託の内容を踏まえた条件を基にした案の検討及び提案等に係る実施方針が優れているか	5
	(5)特定テーマ1	的確性（与条件との整合性） ・特定テーマと業務全体の整合が取れているか	5
		的確性（事業難易度の考慮） ・特定テーマの問題点を把握しており、事業難易度に相応しい提案となっているか	5
		実現性（提案内容の裏付） ・提案内容に裏付があり、提案内容に実現性があるか	5
		独創性（高度の検討・解析手法） ・工学的知見に基づく前例のない提案、周辺・異分野技術を応用した提案、新技術・高度の検討・解析手法の提案等があるか	5
		独創性（既存分野の統合化提案） ・技術者の知識・経験を踏まえ、複数の既存技術を統合化する提案があるか	5
	(6)特定テーマ2	項目はテーマ1を準用	2 5
4 参考見積	参考見積内訳書の妥当性	・参考見積内訳書の内容が妥当か ・参考見積額が委託予定額以下であるか	確認
合計			1 0 0

4 技術提案を求める具体的テーマ

次の具体的テーマについて、様式1号の9により1テーマにつきA4判1枚で記入すること。追加資料等を添付した場合、そのテーマは評価の対象としない。

- (1) 業務の内容、業務の実施方針、工程計画等
- (2) 産業廃棄物に対する汚染拡散防止対策工を検討するにあたっての現地の水理地質構造等の再現・把握するための手法の提案
業務内容の「(4)汚染拡散防止対策工の検討（基本設計）」においては、新河岸川産業廃棄物周辺の水理地質構造等の条件を適切に再現・把握したうえで、汚染拡散防止対策工を検討し複数提案することとしており、その再現・把握する手法及び対策範囲について提案を求める。
なお、提案の内容については有識者委員への説明資料となることを考慮すること。
- (3) 汚染拡散防止対策を着実に施工するための施工計画の立案にあたっての

留意点

業務内容の「(6) 汚染拡散防止対策の設計(詳細設計)」においては、(4) で選定された工法について詳細設計を実施する。設計図等の作成にあたっては、特に産業廃棄物が埋設・存在している点に配慮し、吸引孔等の状況や実現性、今後のモニタリングを踏まえた施工計画を立案しておく必要がある。

当該地において着実な施工を実現するために、この施工計画を立案する際の留意点について提案を求める。

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県県土整備部 朝霞県土整備事務所 河川担当 長谷川

〒351-0033 埼玉県朝霞市浜崎678

電話 048-471-4670 (直通)

FAX 048-471-4666

E-mail j7146619@pref.saitama.lg.jp

6 手続き

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

① 受付期間 令和6年6月4日(火)午前9時から
令和6年6月14日(金)午後4時まで

② 受付方法 電子メールにより提出すること。
質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

③ 回答方法 令和6年6月19日(水)午後4時までにホームページ上に
掲示する。
質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加者に適用する。

(3) 技術提案書の提出について

① 提出期間 令和6年6月27日(木)午前9時から
令和6年7月5日(金)午後4時まで

② 提出方法 電子メールにより提出すること。

③ その他 参考見積内訳書(様式2号)を併せて提出すること。

7 技術提案書提出後の予定

(1) 一次選定の有無 無

(2) ヒアリング予定日

令和6年7月30日(火)

ヒアリングの場所及び時間は、電子メール又は郵送により通知する。

(3) ヒアリングでの提案説明方法

① 提出した技術提案書により説明する。また、ヒアリング当日に参考資料の配布やプロジェクト等の利用は認めない。

② 説明時間は、20分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。

③ 説明は、原則として様式1号の6の管理技術者が行うものとする。

④ ヒアリング開始前に説明者の所属を事務局が確認するため、社員証等を持参すること。

(4) その他

本業務の契約にあたっては、選定により特定された者と発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約する。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が提出されなかった場合及び一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、一次選定及び二次選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した配置予定の管理技術者は、原則として変更することはできない。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。
- (9) 参加者が1者の場合であっても、二次選定を行う。審査の結果、評価点が60点以上の場合は技術的な最適案とする。
- (10) 技術的に最適な者を特定後、業務を進めるうえでより良い内容とするため、発注者から提案を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映を行うことがある。
- (11) 履行確認について
 - ① 発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案事項の履行が確認できなかった場合は②の措置をとる。
 - ② 発注者は、提出された技術提案書の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、不履行とみなす。この場合、発注者は、業務成績評定の減点（－5点）を行う。受注者は、このことにより「埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがある。
 - ③ このほか、技術提案書の履行確認に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県県土整備部土木設計業務総合評価方式試行ガイドライン Ver.2を準拠する。
- (12) 技術提案書の虚偽記載について
 - ① 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。
 - ② 発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。この場合、発注者は、業務成績評定の減点（－10点）を行う。受注者は、このことにより埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。
 - ③ このほか、技術提案書の虚偽記載に関する事務及び定めのない事項については、埼玉県県土整備部土木設計業務総合評価方式試行ガイドライン Ver.2を準拠する。